

はつが野1丁目・2丁目自治会
広報専門委員会設置細則(070108)

(広報専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則(以下「会則」という。)第24条第2項及び会則第27条の規定に基づき理事会の中に広報専門委員会(以下「本専門委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は会則第3条第3号に掲げる会員相互の事務連絡及び情報提供に関する活動を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 本専門委員会の委員は自治会班長若干名をもって構成する。
2 本専門委員会の委員長は広報委員長があたる。
3 本専門委員の任期は1年とする。

(機能)

第4条 本専門委員会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。
(1) 広報誌紙の発行及び配布
(2) 回覧資料の作成及び配布
(3) 自治会の案内パンフレットの作成
(4) その他広報に関わる全ての事案

(附則)

この細則は平成19年4月1日から施行する。